

吉野川市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき平成25年度財政援助団体等監査結果結果報告の提出(公表)に対する見解及び今後の対応について(回答)を別紙のとおり公表する。

平成26年4月24日

吉野川市監査委員 阿部 徳男
同 工藤 俊夫

吉社総第 385号
平成26年3月31日

吉野川市長
川 真 田 哲 哉 様

社会福祉法人 吉野川市社会福祉協議会
会 長 野 口 優 子

平成25年度の財政援助団体等監査結果に対する
見解及び今後の対応等について（回答）

このことについて、25吉監査第48号の監査結果報告書により、本会に対し
指導事項が示されておりました。

つきましては、本会の見解及び今後の対応等について別紙のとおり提出いたし
ます。

別紙　：　監査結果に対する見解及び今後の対応等

〈指摘事項〉

諸規定の字句・条文間の整合が適正でないところがあり更正が必要である。
要綱等諸規定を見直し、必要な改正をされたい。

諸規定の字句・条文間の整合については、誤字脱字等の修正を行うとともに、内容を精査し改正を行いました。

要綱等諸規定においては、事業内容の点検を含め、不備であった規則等を制定し、内容を精査、改正を行いました。

また、改正にあたっては、本会の定款施行細則に基づき、第44回理事会と第45回評議員会の議決を得て施行いたしました。

今後、新たな社会保障制度の改正や、吉野川市行政の施策の変化に伴い、適正な整備ができるよう努めてまいります。